# 令和8年度　志布志市立宇都中学校いじめ防止基本方針

～自他を尊重し夢や志の実現に向けてねばり強く努力する生徒の育成・ウェルビーイングを重視した教育にたって～

このことは、「いじめ防止対策推進法」第４条、第１５条、「市いじめ防止等に関する条例」第１条、第１１条に則り定めるものである。

## 1 設置の目的と意義

(1) 実効性のある具体的な実施計画を立てたり、実施体制を整え「行動計画」として策定する。

(2) 学校基本方針の必要とする三要素

- ❖ **いじめの未然防止**　→　いじめが「起きにくい」・いじめを「許さない」環境づくり
- ❖ **早期発見**　→　いじめの「兆候を見逃さない」・「見過ごさない」ための手立て等
- ❖ **いじめに対する措置**　→　発見したいじめへの対応

(3) 学校基本方針の策定をとおして、**チーム宇都中教職員**で**同じ熱量**をもっていじめの問題に取り組む。

## 2「いじめ防止対策委員会」の組織

○　名称　宇都中学校いじめ防止対策委員会

○　目的　生徒が安心して安全な学校生活をおくれるよう，未然にいじめを防ぐことを目的とする。

○　委員　校長、教頭、学年主任、生徒指導主任、養護教諭、学級担任、関係職員（教科・部活動など）から学校の実情に応じて選定する。個々のいじめ防止等に関係する職員やＳＣ・ＳＳＷ、市教委、学校運営協議会委員、民生委員などを事案に応じて適宜追加する。

## 3 いじめをさせない教育活動の重点・生徒の主体的活動

全ての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、「学びの五則」をもとにした授業や行事に主体的に参加・活躍し、自己有用感・自己肯定感を実感できる生徒の育成と魅力ある学校、地域に開かれた学校づくりに取り組む。

〈分かる授業の実践〉

- ❖ すべての生徒が参加し、活躍できる授業（対話と振り返りの場面の設定）を工夫する。
- ❖ 自己肯定感を高め、自分に自信を持たせる機会をすべての教育活動で取り入れるよう努める。

〈友人関係、集団作り、社会性の育成〉

- ❖ 他者との関わりを通して、生徒自らが人と関わる喜びやつながることの大切さに気付けるよう支援する。
- ❖ 互いに関わりながら絆を深め、他人の役に立っている・他人から認められているといった自己有用感を獲得していけるよう発達指示的生徒指導の充実に努める。

## 4 いじめの防止・早期発見・早期解決（措置）

**いじめの防止・早期発見　→　いじめ防止の重視。普段の学校生活からいじめを許さない雰囲気づくり**

**【教職員】主軸：生徒指導委員会**

□ｳｪﾙﾋﾞｰｲﾝｸﾞを意識した教育活動
□道徳や特別活動、学校行事で人間関係の形成や醸成
□いじめ・命に関する職員研修
□毎月の生活実態調査の実施（早期発見→情報の共有）
□校区４小学校との連携

**【生徒】**

□生徒会等での事例をもとにした異年齢交流や意見交換会。ピンクシャツ運動の実施
□道徳教育の実践
□いじめ問題を考える週間
□学校楽しいーとの実施
□魅力ある学校づくりｱﾝｹｰﾄの実施

**【保護者・地域】**

□教育相談、ＰＴＡにおける情報交換
□学校評価アンケートの実施と活用
□学校運営協議会との連携
□「しぶしの日」県民週間の保護者・委員等の授業参観

**いじめ発生時の措置　→　生徒のプライバシーや心情に配慮し事実確認。被害者の心のケアを重視**

**【教職員】**

□「いじめ防止対策委員会」が主体となり速やかに対応。
□複数の職員による事実確認
□複数の職員による指導
□学校運営協議会委員への報告（事案による）
□重大事態（法 28 条第１項規定）が発生した場合、学校設置者（教育委員会）の指示に従い必要な対応を行う。

**【生徒】**

❖いじめを受けた生徒の生命、心身及び財産の保護を最優先
〔加害者〕
□加害行為を時系列に沿って整理させ、深く反省を促す。原因を考えるとともに、傷つけてしまった生徒の心情を考える。
□生命尊重について考える。
□自分事として考える。

**【保護者・地域】**

〔被害者側〕
□事実の確認
□曲解のないようにする
〔加害者側〕
□学校との協力体制を強固なものとし、粘り強く家庭で指導する。
□（事案によっては）学校運営協議会委員との情報共有（守秘義務）